定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

北海道北見市西三輪三丁目七四一番地二

株式会社藤井フレーム工業

代表取締役　藤井　陽之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

埼玉県所沢市御幸町九番一〇号

株式会社鈴清

代表取締役　鈴木満壽美

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

東京都中央区日本橋二丁目二番八号

株式会社東京凪月堂

代表取締役　髙瀬　晃裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

東京都葛飾区東金町一丁目三六番二号

株式会社マルワメディカルサービス

代表取締役　西　陽一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

山梨県山梨市下栗原一〇六三番地

日川葡萄酒醸造株式会社

代表取締役　内田　圭哉

定款変更につき通知公告

当社は令和八年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に株券は無効となります。

令和八年七月七日

長野県上田市中央一丁目一番二一号

株式会社飯島商店

代表取締役　飯島新一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月七日

兵庫県豊岡市千代田町一番二四号

但馬商事株式会社

代表取締役　福井　崇博

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権

令和八年六月二十五日時点において当社の使用人の地位を喪失している者が保有する第一回新株予約権（二百五十五個）、第四回新株予約権（九十五個）、第六回新株予約権（百七十四個）

二、取得の日　令和八年七月三十一日

令和八年七月七日

東京都港区西麻布三丁目二四番二〇号ＫＡＳＵＭＩＣＨＯＴＥＲＲＡＣＥ六Ｆ

株式会社Ａｒｔ　ｔｏ　Ｈｅｒｉｔａｇｅ

代表取締役　井口　泰

任意清算公告

当法人は、令和八年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

東京都台東区下谷二丁目五番一三号

税理士法人アラワシ

社員　野村　豊

任意清算公告

当法人は、令和八年六月三十日をもって解散し、行政書士法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月七日

神奈川県横浜市泉区和泉中央南四―一〇―二〇

やよい行政書士法人

社員　坪井　純一

訂正公告

株式会社田名辺工業に係る令和八年六月二十六日（本紙第一七三五号）掲載の債権申出の公告（第一回）、同年六月二十九日（本紙第一七三六号）掲載の債権申出の公告（第二回）、同年七月一日（本紙第一七三八号）掲載の債権申出の公告（第三回）中、「連絡先　千葉市中央区登戸二丁目八番二号クリスチャンセンタービル四〇一大平法律事務所」とあるは「連絡先　千葉市中央区新宿二丁目八番二号クリスチャンセンタービル四〇一大平法律事務所」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月七日

千葉県船橋市三咲五丁目二九番一号

株式会社田名辺工業

代表清算人　大平　俊一

連絡先　千葉市中央区新宿二丁目八番二号クリスチャンセンタービル四〇一大平法律事務所

取消公告

令和八年四月二十三日（号外第九十五号）掲載の第七十六期決算公告（枠組）は取消します。

令和八年七月七日

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町六〇八番地九

株式会社古瀬組

代表取締役　小田　真也

取消公告

令和八年五月十五日掲載の合併公告を取消します。

令和八年七月七日

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町六〇八番地九　（甲）株式会社古瀬組

代表取締役　小田　真也

東京都中央区東日本橋二丁目二八番三号

（乙）　新技術工営株式会社

代表取締役　稲垣　正美

正誤

ページ	段	行	誤	正
三六	上	二	（第八面・第九面）	（第七面・第八面）
三四	上	二	（第八面・第九面）	（第七面・第八面）

（原稿誤り）

三六ページ様式第一号3．(1)(ii)②及び三七ページ3．(2)(i)②中「(ⅱ)」は「②」の誤り。

四九ページ様式第二号の二（第九条の二関係）（第七面）をすべて削除する。

（原稿誤り）

令和八年二月二十六日（号外第三十九号）公布厚生労働省令第十八号（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

三三ページ様式第二号の二（第九条の二関係）（第七面）をすべて削除する。

（原稿誤り）

令和七年十二月二十三日（号外第二百八十号）公布厚生労働省令第百二十五号（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令）